

不動産取得税の納税管理人制度について

東京や海外にお住まいの方が不動産を取得された場合など、納税義務者が、京都府内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めなければなりません。

取得した不動産（土地・家屋）の所在地を担当する府税事務所・広域振興局税務室・府税出張所に申告又は申請してください。納税管理人申告書及び納税管理人申請書は、京都府のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600008.html>）からダウンロードできます。

- 納税管理人申告書： 京都府外の納税義務者が、課税地内の納税管理人を指定するとき
- 納税管理人申請書： 京都府外の納税義務者が、課税地外の納税管理人を指定するとき

| 不動産の所在地 | | 担当する府税事務所・広域振興局税務室・府税出張所 | | | |
|--------------------------------|--------------------|--------------------------|--------------|----------|---|
| | | 名 称 | 電話番号 | 郵便番号 | 所 在 地 |
| 京 都 市 | 左京区・中京区 東山区・山科区 | 京都東府税事務所 | 075-213-6354 | 604-8162 | 京都市中京区烏丸通六角下る 七観音町634 「カラスマプラザ21」3階 |
| | 下京区・南区 伏見区 | 京都南府税事務所 | 075-692-1393 | 601-8047 | 京都市南区東九条下殿田町13 (西洞院九条上る) 「九条CIDビル」3階 |
| | 北区・上京区 右京区・西京区 | 京都西府税事務所 | 075-326-3348 | 615-0022 | 京都市右京区西院平町25 (西大路高辻北東角) 「ライフプラザ西大路四条」5階 |
| 向日市・長岡京市 乙訓郡 | | | | | |
| 宇治市・城陽市 八幡市・京田辺市 久世郡・綴喜郡 | | 山城広域振興局 税務室 | 0774-23-5401 | 611-0021 | 宇治市宇治若森7-6 |
| 木津川市・相楽郡 | | 山城南府税出張所 | 0774-72-8097 | 619-0214 | 木津川市木津上戸18-1 |
| 亀岡市・南丹市 船井郡 | | 南丹広域振興局 税務室 | 0771-22-0419 | 621-0851 | 亀岡市荒塚町1丁目4-1 |
| 舞鶴市 | | 中丹広域振興局 税務室 | 0773-62-2502 | 625-0036 | 舞鶴市字浜2020 |
| 福知山市・綾部市 | | 中丹西府税出張所 | 0773-22-3906 | 620-0055 | 福知山市篠尾新町1丁目91 |
| 宮津市・京丹後市 与謝郡 | | 丹後広域振興局 税務室 | 0772-62-4323 | 627-8570 | 京丹後市峰山町丹波855 |